

## 第2期秋田県林業木材産業基本計画

### 1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

#### (1) 促進区域

次の市町村を促進区域として設定する。

No	市町村名	面積 (ha)
1	秋田市	90,607
2	能代市	42,695
3	横手市	69,280
4	大館市	91,322
5	男鹿市	24,109
6	湯沢市	79,091
7	鹿角市	70,752
8	由利本荘市	120,959
9	潟上市	9,772
10	大仙市	86,679
11	北秋田市	115,276
12	にかほ市	24,113
13	仙北市	109,356
14	小坂町	20,170
15	上小阿仁村	25,672
16	藤里町	28,213
17	三種町	24,798
18	八峰町	23,414
19	五城目町	21,492
20	八郎潟町	1,700
21	井川町	4,795
22	大潟村	17,011
23	美郷町	16,832
24	羽後町	23,078
25	東成瀬村	20,369
合 計		1,163,752

(面積合計には、八郎潟調整池の一部2,197haを含む)

ただし、自然環境保全法に規定する自然環境保全地域（白神山地自然環境保全地域）は除く。

自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は促進区域内に存在しない。

また、本促進区域には下表で「○」を記載した区域が存在しており、「-」を記載した区域は存在しない。

自然公園法に規定する国立・国定公園区域	○
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区	○
自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域	○
自然公園法に規定する都道府県立自然公園	○
環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落	○
生物多様性の観点から重要度の高い湿地	○
自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域	○
シギ・チドリ類渡来湿地	-
国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等	○

自然公園法に規定する国立・国定公園区域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域、自然公園法に規定する都道府県立自然公園、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域は除外する。

ただし、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域および鳥獣保護区のうち、にかほ市の一部区域（金浦臨海工業団地、立沢地区、山王森地区、仁賀保産業団地）については促進区域とするため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

◆促進区域の地図



促進区域として設定する市町村ごとの地図は別添のとおり。

## (2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

### ①地理的条件

当地域は、北は青森県、東は岩手県、南は山形県と一部宮城県に隣接し、西は日本海に面している。青森県との県境には十和田湖や白神山地があり、一級河川雄物川、米代川、子吉川が貫流し河口には、秋田港、能代港などが位置している。

上記3河川の流域には、盆地や平野が形成され、豊富な水、肥沃な土壌を活用して農業やものづくり産業等が発展してきた。

### ②インフラの整備状況

#### ◆高速道路網

秋田県内の高速道路交通網は、秋田市から県南部地域を通過して北上市を結ぶ「秋田自動車道」が「東北自動車道」と岩手県の北上ジャンクションで接続しているほか、平成25年11月に東北地方の日本海沿岸を縦貫する「日本海沿岸東北自動車道」の大館北インターと小坂ジャンクション間の供用が開始され、県北部地域で「東北自動車道」とつながり、未開通区間についても整備が進められている。県内主要都市と首都圏とのアクセスは、東北自動車道川口ジャンクションまでの所要時間が大館市及び秋田市から約7時間、横手市から約6時間と着実に向上している。

また、秋田県と山形県、山形県と新潟県を結ぶ「日本海沿岸東北自動車道」は、にかほ市象潟インター以南、秋田県と山形県の内陸部を結ぶ「東北中央自動車道」は、湯沢市雄勝こまちインター以南の整備が進められており、今後、県内全域の高速道路ネットワークの完成により、物流におけるリードタイムの短縮が期待されている。

#### ◆空路、鉄道

秋田市では、秋田空港から東京国際空港（羽田空港）に1日9便就航しているほか、秋田新幹線が秋田駅から東京駅まで1日15本運行されている。また、県北部地域の大館能代空港は東京国際空港（羽田空港）に1日3便就航しており、首都圏とのアクセスは充実している。

#### ◆港湾

県中央地域には、平成24年度に日本海側拠点港（国際海上コンテナ）に選定された秋田港があり、令和3年度のコンテナ貨物取扱個数（実入り）は41,539TEU（令和3年秋田県の貿易）で、国際コンテナ定期航路も週3便となっているほか、国際コンテナターミナルの拡張整備や荷役作業の効率化のためガントリークレーンを2基体制にするなど、環日本海交流の拠点化に向け機能強化を図っている。また、男鹿市と能代市には、重要港湾である船川港と能代港があり、能代港は、平成18年にリサイクルポートに指定され、「秋田県北部エコタウン計画」を推進するとともに、秋田県北部の物流・産業活動を支える基盤として重要な役割を担っている。

また、秋田港、能代港において県内初となる本格的な洋上風力の商業運転が開始されたことから、今後港湾地区を中心に洋上風力関連の部品供給の製造業者の集積が進む見

込みである。

### ③産業構造

#### ◆木材関連の産業構造

秋田県の木材・木製品の製造品出荷額は 689 億円（出典：経済センサス\_活動調査令和 3 年\_4 人以上の事務所、以下同様）であり、県全体の製造品出荷額の 5.3%を占めている。

また、事業所数は 117、従業員数は 2,340 人であり、それぞれ県全体の 7.6%、4.0%を占めている。

製造品出荷額が最も多い市町村は 308 億円の秋田市であり、県全体の 44.7%を占めている。これは、県内最大規模の製材工場である秋田製材協同組合や、秋田プライウッド株式会社、新秋木工業株式会社といった合板工場など規模の大きな工場が集積しているためである。

事業所数が多い市町村は、能代市（22 社）、次いで大館市（17 社）と県北部に集中している。秋田県北部の米代川流域は、秋田スギの産地として古くから木材加工業が発達しており、役物と呼ばれる高樹齢材を材料とした製材加工や、桶樽、曲げわっぱなどの工芸品まで幅広い業態の事業所が立地している。

一方、原木を生産する素材生産事業体や、製材・集成材・フローリング等住宅部材を生産する企業、製紙工場や木質バイオマス発電所に材料供給を行うチップ工場の他、木造住宅の材料加工を行うプレカット工場など多くの林業・木材関連企業が県内全域に立地していることから、県全体で木材の総合加工産地を形成しているといえる。

### ④人口分布の状況

#### ◆県北部地域

能代市、大館市、鹿角市、北秋田市を中心に約 20 万人となっている。

##### 【構成市町村】

能代市、大館市、鹿角市、北秋田市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、三種町、八峰町

#### ◆県中央地域

秋田市、男鹿市、由利本荘市、潟上市、にかほ市を中心に約 47 万人となっている。

##### 【構成市町】

秋田市、男鹿市、由利本荘市、潟上市、にかほ市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村

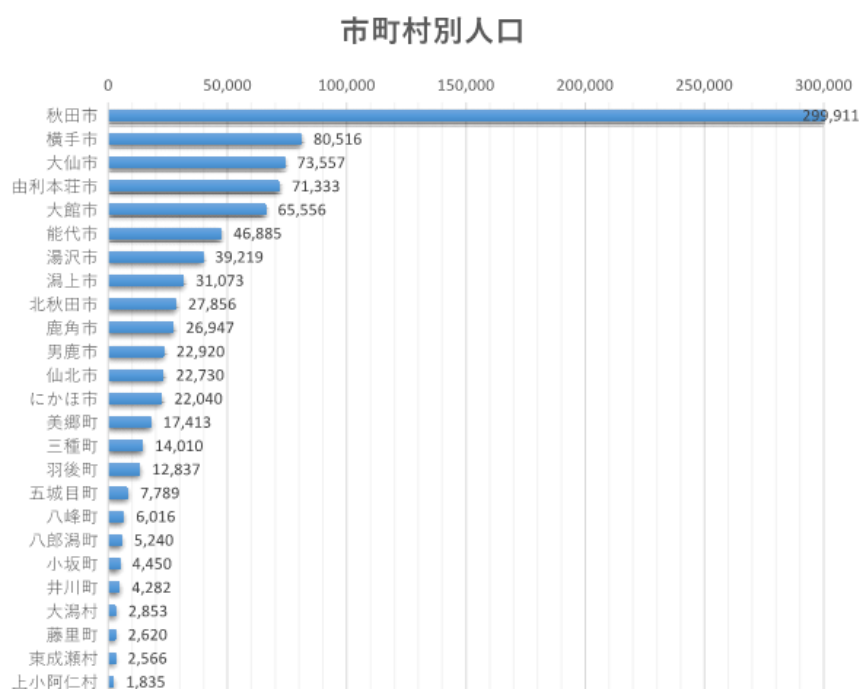
#### ◆県南部地域

横手市、湯沢市、大仙市、仙北市を中心に約 25 万人となっている。

##### 【構成市町】

横手市、湯沢市、大仙市、仙北市、美郷町、羽後町、東成瀬村

市町村別人口（秋田県の人口と世帯（月報：令和5年11月1日現在））



#### ⑤教育・研究機関等の存在

能代市には、秋田県立大学木材高度加工研究所があり、県産木材製品の付加価値向上のための製品開発や木材を活用した新たな工法の開発など、木材の基礎物性・加工・利用に関する研究、技術開発等を行っている。

また、公益財団法人秋田県木材加工推進機構では、木材関連企業が抱えている木材製品の生産・加工・利用に関する技術的課題を解決するための各種相談対応・現地指導・企業訪問を行っているほか、強度試験や物性試験など製品の品質管理や新製品開発過程で必要とする各種試験を実施している。

秋田市には、秋田大学や秋田工業高等専門学校的高等教育機関があるほか、県の試験研究機関である秋田県林業研究研修センター、秋田県産業技術センターがあり、由利本荘市には、秋田県立大学システム科学技術学部がある。これらの高等教育機関や公設試験研究機関では、研究開発や開発技術の民間移転に積極的に取り組んでいるほか、秋田県林業研究研修センターでは秋田県林業トップランナー事業（愛称：秋田林業大学校）を実施し、林業従事者の人材育成も行っている。

また、秋田市にある公益財団法人あきた企業活性化センターは、企業支援のワンストップセンターとして、各企業支援機関と連携して様々な技術相談等に応じているほか、由利本荘市にある公益財団法人本荘由利産学振興財団では、隣接している秋田県立大学と連携しながら、技術相談や人材育成など、特に本荘由利地域の企業を中心とした支援を行っている。

現在、産学官が連携し ICT や IoT 等の先進技術を活用して県内産業の振興や地域課題の

解決を図るため「秋田デジタルイノベーション推進コンソーシアム」を設立しており、今後県内でのデジタル技術の普及導入の促進が期待される。

## 2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

### (1) 目指すべき地域の将来像の概略

全国第1位のスギ人工林面積367千haと第2位のスギ素材生産量1,095千m<sup>3</sup>/年、第3位の国産材素材需要量1,376千m<sup>3</sup>/年を誇る本県は、製材から合板、集成材など各種の木材加工企業が集積する、日本有数の林業・木材産業県である。(出典：令和4年度版秋田県林業統計)

外国産材の流入等による木材価格の低迷や厳しい産地間競争にさらされている現状において、本県の木材関連産業の活性化を図るため、木材・木製品の安定供給体制を整備することが必要であり、林内路網の整備や高性能林業機械の導入、間伐等森林施業の集約化、担い手の確保・育成など、原木の低コスト生産や安定供給に向けた川上の対策を充実・強化するとともに、品質・性能の確かな製品を低コストに供給する木材加工施設の整備など、川上から川下まで一貫した対策を推進する。

また、森林資源の循環利用のサイクルを確立するための再造林対策を強化するほか、秋田林業大学校を核とした次世代をリードする若い林業技術者の育成を図る。

併せて、木材を優先利用する「ウッドファーストあきた」県民運動による公共施設や民間施設での県産材利用促進のほか、国内外へのプロモーション活動を通じた販路拡大により木材需要の拡大を目指す。

これらの総合的な取組により、秋田県林業・木材産業の成長産業化を図っていく。

### (2) 経済的効果の目標

#### 【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の付加価値創出額	3,139百万円 (見込み)	3,346百万円	107%

(算定根拠)

- ・前基本計画で承認した3件の地域経済牽引事業計画により、令和9年度までに付加価値創出額が3,139百万円(1件はR4実績207百万円、2件は目標値)増加する見込みである。
- ・加えて、本基本計画の5年間で、製造品出荷額等が778百万円(秋田県全体の木材・木製品の製造品出荷額68,937百万円の約1%)増加する地域経済牽引事業を1件創出し、

その事業による付加価値創出額が 207 百万円(秋田県全体の木材・木製品の付加価値額 21,815 百万円の約 1%)増加することを目指す。(出典：経済センサス\_活動調査令和 3 年\_4 人以上の事務所)

- ・計画終了後は、3,139 百万円+207 百万円=3,346 百万円
- ・増加率は、(3,346 百万円-3,139 百万円) / 3,139 百万円=107%

※平成 30 年～令和 5 年度に提出のあった牽引事業計画実績報告書の付加価値創出額から算出。

**【任意記載の K P I】**

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の 製造品出荷額等	11,644 百万円	12,422 百万円	107%

(算定根拠)

- ・前基本計画で承認した 3 件の地域経済牽引事業計画により、令和 9 年度までに製造品出荷額等が 11,644 百万円 (1 件は R4 実績 778 百万円、2 件は目標値) 増加する見込みである。
- ・加えて、本基本計画の 5 年間で、製造品出荷額等が 778 百万円(秋田県の木材・木製品の製造品出荷額全体の約 1%)増加する地域経済牽引事業を 1 件創出することを目指す。(出典：同上)
- ・計画終了後は、11,644 百万円+778 百万円=12,422 百万円
- ・増加率は、(12,422 百万円-11,644 百万円) / 11,644 百万円=107%

※平成 30 年～令和 5 年度に提出のあった牽引事業計画実績報告書の製造品出荷額等から算出。

**3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項**

**(1) 地域の特性の活用**

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

**(2) 高い付加価値の創出**

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が 35,970 千円 (秋田県の 1 事業所あたり平均付加価値額 (経済センサス\_活動調査 (令和 3 年)) を上回ること。

**(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果**

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいず



れかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で5%増加すること
- ②促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で5%増加すること
- ③促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で4人増加すること
- ④促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で8%増加すること

#### 4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

該当なし

#### 5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

##### (1) 地域の特性及びその活用戦略

【地域の特性】 秋田県の豊富な森林資源を活用した林業・木材産業

【活用戦略】 農林水産・地域商社分野

##### (2) 選定の理由

本県の森林面積は、83.5万haで県土の72%を占めている。このうち、民有林の人工林面積は、昭和44年から実展開された年間1万haの造林運動により整備が進み、25万7千haで、その92%を占めるスギ人工林面積は、全国一の23万7千haに達している。

スギ人工林の資源量は、標準伐期とされる50年生以上が全体の8割を占めるなど、利用期を迎えており、森林組合などの林業事業体は高性能林業機械を用いた、原木の低コスト生産を進めている。（出典：令和4年度版秋田県林業統計）

一方、県内には、製材工場、集成材工場、合板工場、チップ工場とA材からD材まで全ての原木品質に対応可能な業種が集積しているほか、これらの工場で生産された建築材料を加工するプレカット工場、チップ材を利用する製紙工場、木質バイオマス発電所も立地している。また、桶樽、曲げわっぱ、樺細工など工芸品の製造から、フローリング、家具、建具などの木製品、木材と廃プラスチックを材料としたWPCや木質ペレットなどのリサイクル製品など多様な木材関連企業が集積しており、本県の製造業の中で木材・木製品の製造品出荷額等の割合は5.3%、付加価値額の割合は4.2%、雇用者の割合は4.0%（出典：経済センサス\_活動調査令和3年\_4人以上の事務所）のシェアを占めている。

これらのことから、利用期を迎えた秋田県の豊富な森林資源という特性を活用した林業・木材産業を農林水産・地域商社分野において戦略的に推進していくこととする。

#### 6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引

## 事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

### (1) 総論

地域の特性を生かして、農林水産・地域商社分野を支援していくためには、地域の事業者ニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

### (2) 制度の整備に関する事項

#### ①不動産取得税、固定資産税の課税免除の創設

活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、不動産取得税等の課税免除に関する条例を制定する。

#### ②地方創生関係施策

デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、設備投資支援等による事業環境の整備や販路開拓の強化等を実施する。

### (3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

秋田県立大学木材高度加工研究所の研究情報については、公益財団法人秋田県木材加工推進機構情報誌「木材加工最前線」を通じて広く公開する。

また、地域企業の技術力向上のために、秋田県産業技術センターが保有している特許や技術シーズのほか、利用可能設備機器の情報についてインターネットで公開する。

### (4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

秋田県農林水産部林業木材産業課及び各市町村役場内に事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、知事や市町村長に相談した上で対応することとする。

### (5) その他の事業環境整備に関する事項

#### ①インフラの整備

高速道路網について未開通部分の整備を進め、県内全域の高速道路ネットワークの完成により物流・交通アクセスの更なる効率化を目指す。

#### ②事業承継

新分野進出や事業拡大に向けて行う戦略的な企業の統合を支援するとともに、多様な形で事業承継を促進し、県内企業の経営基盤の強化を図る。

#### ③DXの促進支援

林業におけるスマート化やDXを推進するため、先進技術の普及や導入支援を行うとともに、木材産業を含む製造業や商業等多様な分野におけるデジタル化やDXを推進するた

め、DX推進ポータルサイト「AKITA DeX」による情報発信をはじめ、デジタル化優良事例の業別横展開や経営者と従業員が一体となって参加する課題解決型研修を実施するほか、先進技術の活用に向けた企業グループによる研究活動を支援すること等により、県内産業の生産性向上と競争力強化を図る。

#### ④GXの促進支援

林業・木材産業の生産活動の場である森林は、温室効果ガスの吸収源として、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて不可欠な役割を担っているため、「伐って、使って、植える」という森林の循環利用に向けた取組を幅広く総合的に支援していく。

#### ⑤人材確保に向けた支援


有効求人倍率は未だ高い水準を維持しており、人材確保が喫緊の課題となっている。未来を支える人材の確保、人への投資等を推進するため、学び直しや働きやすい職場環境づくりに向けた取組をはじめ、女性や若者、外国人、障がい者等の多様な人材の雇用・就業機会の確保に向けて、総合的な支援を行う。

特に、林業・木材産業においては、森林の循環利用に向け、再生林・保育などの事業量の増加が見込まれることから、次代の秋田の林業をリードする人材を育成・確保するため、秋田林業大学校等において即戦力となる林業技術者の育成を進めるとともに、無料職業紹介所（あきた森の仕事ナビ）の総合的な就業支援等により、多様な新規就業者の確保を図る。

#### ⑥起業の促進と小規模企業の振興

起業意識の醸成から起業後のフォローアップに至るまでの一貫した支援により、新ビジネスの創出や地域下腿の解決に意欲を持つ人が起業しやすい環境づくりを進めるとともに、経営の実情に沿ったきめ細かな支援により、小規模企業の経営基盤の強化を図る。

### (6) 実施スケジュール

取組事項	令和6年度 (初年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度 (最終年度)
<b>【制度の整備】</b>					
①不動産取得税 減免措置の創 設	運用				
②固定資産税課 税免除の創設	運用				
③デジタル田園 都市国家構想 交付金の活用	交付金制度の動 向を見据えなが ら交付申請及び 活用				

【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】						
研究機関の情報公開	実施済み 適宜情報更新	→				
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】						
窓口設置	設置済み	→				
①インフラの整備	順次事業着手・整備を進める	→				
②事業承継	事業承継への支援実施	→				
③DXの促進支援	各種促進事業実施	→				
④GXの促進支援	各種促進事業実施	→				
⑤人材確保に向けた支援	人材確保に向けた支援実施	→				
⑥起業の促進と小規模企業の振興	起業の促進と小規模企業の振興	→				

## 7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

### (1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、秋田県立大学、秋田県林業研究研修センター、公益財団法人秋田県木材加工推進機構、公益財団法人あきた企業活性化センター、秋田県産業技術センター、秋田県の地方銀行である秋田銀行や北都銀行など、地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に発揮して事業者を支援する。

### (2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

#### ① 技術に関する研究開発

##### ◆秋田県立大学による支援

秋田県立大学木材高度加工研究所では、県産木材製品の付加価値向上のための製品開発や木材を活用した新たな工法の開発など、木材の基礎物性・加工・利用に関する研究、技術開発等を行っている。

秋田県立大学本荘キャンパスシステム科学技術学部には、建築環境システム学科が設置されており、木造建築や木質耐火部材の研究が進められている。

##### ◆秋田県林業研究研修センターによる支援

秋田県林業研究研修センターでは、森林・林業の振興に資するための持続可能な森林

管理技術の研究開発と普及を行っているほか、林業における若い担い手を短期間で育成するため、新規学卒者や A ターン者などを対象とする秋田県林業トップランナー事業（愛称：秋田林業大学校）を実施しており、即戦力となる人材育成に取り組んでいる。

## ②技術支援及び経営能率の向上の促進

### ◆公益財団法人秋田県木材加工推進機構による支援

公益財団法人秋田県木材加工推進機構は、秋田県立大学木材高度加工研究所に併設され、企業と同研究所の橋渡しの役割を果たすほか、木質材料の強度試験や物性試験など製品の品質管理や新製品開発過程で必要とする各種試験を行う。また、木材製品の生産・加工・利用に関する各種相談対応・現地指導・企業訪問など技術的課題を解決するための企業支援を行う。

### ◆公益財団法人あきた企業活性化センターによる支援

公益財団法人あきた企業活性化センターは、中小企業者等へのワンストップサービス体制を整備し、総合的・専門的な一貫支援を行う。また、民間での豊富な経験を持ったアドバイザー等が、起業から技術開発、販路拡大まで幅広い相談に応じるとともに、融資、補助金、専門家派遣、事務所スペースの提供など、集中的な企業支援を行う。

## ③金融支援

### ◆金融機関による支援

秋田県の地方銀行である秋田銀行、北都銀行ではそれぞれ地方創生に関する部署を設置し、総合的・専門的な支援を行う。また、成長産業に取り組む地域の事業者に対しファンド等を設立し、資金面での支援を行う。

## 8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

### (1)環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

事業活動に伴う大気汚染・水質汚濁の防止や騒音・振動・悪臭等の対策について、県、市町、村及び関係機関が緊密な連携を図りながら、必要に応じて助言・指導を行う等、集積区域における環境負荷低減に向けた取組を促進することにより、地域の環境保全に十分な配慮をしていく。

また、促進区域の産業活動によって生じる廃棄物について、環境保全部局と産業振興所管部局とが一体となった企業指導により、3Rや適正処理を推進するとともに、促進区域住民に対し、必要に応じて環境保全対策に関する住民説明会を実施するほか、シンポジウムの開催、工場視察の受入れ等を通じて、十分な理解を図っていく。

環境保全上重要な地域に促進区域を設定する場合、整備の実施に当たって、これら多様な野生動植物の生息・生育に十分配慮し、希少な野生動植物種が確認された場合には、自然環

境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聴くなどして、生息等への影響がないよう十分に配慮して行う。

## (2) 安全な住民生活の保全

「秋田県安全・安心まちづくり条例」に則り、犯罪の起こりにくいまちづくりを推進し、県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現を図る。特に、同条例の主旨を踏まえて、企業立地を通じた地域の産業集積によって、犯罪及び事故を増加させ、又は地域の安全と平穏を害することのないよう、住民の理解を得ながら、以下のことを推進する。

- ・事業所付近で犯罪被害に遭わないように、防犯カメラや照明の設置等防犯設備を整備すること。
- ・道路・公園及び事業所等における植栽の適切な配置及び剪定により、見通しを確保するほか、空地等が夜間において地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう管理を徹底する等防犯に配慮した施設の整備及び管理をすること。
- ・交通事故や犯罪を防止するため、歩道やガードレールを設置したり、歩道と車道を分離するなど交通安全施設等の整備をすること。
- ・秋田県地域安全ネットワークによる地域安全活動を推進するために、警察、自治体及び地域住民と連携し、協働した自主防犯活動と地域住民に対する支援をすること。
- ・従業員の法令教育による遵法意識の浸透及び従業員や顧客等が犯罪被害に遭わないための指導をすること。
- ・犯罪防止のため外国人を雇用しようとする際には、旅券等により当該外国人の就労資格の有無を確認するなど、事業者や県において必要な措置をとること。
- ・犯罪や事故防止、地域の安全確保のために必要な経費等の援助に配慮すること。また、事件事故発生時において迅速な対応をとるため、警察への連絡体制の整備と捜査への協力を図ること。

## (3) その他

### ◆PDCA 体制の整備等

年1回、関係者会議を開催し、基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関する検証及び効果について評価を行うこととする。

## 9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

該当なし

## 10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和10年度末日までとする。

「秋田県林業木材産業基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法13条第

4項の規定による承認（法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。